

鹿児島市建設工事等競争入札参加者の格付を定める場合の総合点数の算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（昭和56年2月28日制定。以下「資格審査要綱」という。）第5条第1項の総合点数の算定について、必要な事項を定めるものとする。

(総合点数)

第2条 資格審査要綱第5条第1項の総合点数は、資格審査要綱第6条第1項の格付を要する工種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき算定された点数（以下「客観点数」という。）に本市の工事成績等について算定された点数（以下「主観点数」という。）を加えて算定するものとする。

(客観点数)

第3条 客観点数は、資格審査要綱第2条第1項により提出された建設業法第27条の23第1項及び同法第27条の27第1項に基づく経営事項審査結果通知書（審査基準日が資格審査要綱第2条第1項の書類を提出する日の1年7月前の日以後のものに限る。）の総合評点（P）とする。

(主観点数)

第4条 主観点数は、次に掲げる項により算定された点数を合計したものとする。ただし、合計した点数の最低点数は0点とする。

- 2 工事成績による点数は、過去5年間（建築一式工事については、7年間）に完成した工事（登録する年度の前年度までの5年間に完成した本市発注の工事に限る。以下「対象工事」という。）ごとに、工事成績評点（評点を行っていない工事及び評点が50点以下の工事は、評点を50点とする。ただし、平成25年度以降に完成した工事については、評点を行っていない工事及び評点が55点以下の工事は、評点を55点とする。）から50点を控除した点数（平成25年度以降に完成した工事は55点を控除した点数）に、工事の請負金額（特定建設工事共同企業体で施工した工事については、工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率により按分した金額）を100万円で除した数値を乗じて点数を算出（小数点以下第2位を四捨五入した値）し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数（以下「合計点数」という。）に応じ、別表第1の主観点数の欄に掲げる点数とする。
- 3 登録年数による点数は、「鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿」に登録されたときから1年を経過したときを1点とし、以後1年を経過するごとに1点を加算するものとする。ただし、30点を限度とする。
- 4 指名停止及び入札参加除外措置による点数は、当該格付年度の前年度に、鹿児島市建設工事等有資格者の指名停止に関する要綱（平成8年5月25日制定）に基づき指名停止を受け

た者又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づき入札参加除外措置を受けた者について、次に掲げる指名停止又は入札参加除外措置の期間の区分に応じ、当該各号に定める点数を減ずるものとする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 1月未満 | 4点 |
| (2) 1月以上3月未満 | 8点 |
| (3) 3月以上6月未満 | 12点 |
| (4) 6月以上12月未満 | 16点 |
| (5) 12月以上 | 20点 |

5 その他の事項による点数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める点数を加算するものとする。

- | | |
|--|----------------|
| (1) ISO9000シリーズを取得している者 | 10点 |
| (2) ISO14001を取得している者 | 10点 |
| (3) エコアクション21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージのいずれかの認証又はISO14001を自己（自主）適合宣言し、市民団体認証を受けている者。ただし、前号との重複は認めない。 | 5点 |
| (4) 鹿児島市環境保全条例（平成16年条例第12号）に基づく環境管理事業所の認定を受けている者 | 10点 |
| (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用が義務づけられている者であって、法定雇用率を達成する人数を超える人数を雇用している者又は同法に基づく障害者の雇用が義務づけられていない者であって、障害者を雇用している者 | 10点 |
| (6) 当該格付年度の前年に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業から3年以内に雇用し、資格審査要綱第2条第1項により申請した日現在まで常勤継続雇用している者 | 1名につき4点とし上限12点 |
| (7) 本市に居住する者を10人以上常勤雇用している者。ただし、加算する点数は雇用人数に応じ、次に掲げるとおりとする。 | |
| ア 10人以上20人未満 | 2点 |
| イ 20人以上50人未満 | 5点 |
| ウ 50人以上 | 10点 |
| (8) 本市と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体に所属する者 | 10点 |
| (9) 鹿児島市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年3月12日制定）に基づく消防団協力事業所の認定を受けている者又は鹿児島市消防団員を雇用している者。ただし、加算する点数は、該当する区分に応じ、次に掲げる点数のいずれかとする。 | |

- ア 消防団協力事業所の認定を受けている者 5点
- イ 鹿児島市消防団員を雇用している者 2点
- (10) 本市内において公共施設等への愛護活動等を実施している者。ただし、加算する点数は実施回数に応じ、次に掲げるとおりとする。
- ア 年間1回以上2回以下 2点
- イ 年間3回以上4回以下 4点
- ウ 年間5回以上 6点
- (11) 鹿児島市安心安全協力事業所登録事業実施要綱（平成21年12月1日制定）に基づく鹿児島市安心安全協力事業所として登録されている者 2点
- (12) 当該格付年度の前3年間に、本市及び国・鹿児島県から企業表彰を受けている者。ただし、企業表彰は次に掲げるものとする。 1件につき5点とし上限20点
- ア 鹿児島市優良工事等表彰
- イ 国土交通行政功労表彰（地方整備局長表彰又は地方整備局各事務所長表彰）
- ウ 鹿児島県土木部優良工事等表彰
- エ 鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰
- オ 鹿児島県環境林務部公共事業優良工事等表彰
- (13) 次に掲げる制度を規定している者又は計画を策定し、届け出ている者 各2点
- ア 就業規則に育児休業制度を規定している者
- イ 就業規則に介護休業制度を規定している者
- ウ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ている者
- (14) 更生保護法(平成19年法律第88号)に規定する保護観察対象者や更生緊急保護対象者（以下「保護観察等対象者」という）に対し、就労支援を実施している者。ただし、加算する点数は、該当する区分に応じ、次に掲げる点数のいずれかとする。
- ア 鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者 2点
- イ アに該当し、かつ、保護観察等対象者の雇用実績を有する者 4点
- 付 則
- この要領は、平成13年7月10日から施行する。
- 付 則
- この要領は、平成17年6月28日から施行する。
- 付 則
- この要領は、平成19年6月29日から施行する。
- 付 則
- この要領は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年1月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第4項の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名停止及び入札参加除外措置を受けた者について適用し、施行日前に指名停止及び入札参加除外措置を受けた者については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成29年12月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年12月28日から施行する。

別表第1 (第4条第2項関係)

合計点数	主観点数	合計点数	主観点数
1,500,000以上	723	2,200以上 2,400未満	101
1,200,000以上 1,500,000未満	676	2,000以上 2,200未満	98
1,000,000以上 1,200,000未満	640	1,800以上 2,000未満	95
800,000以上 1,000,000未満	598	1,600以上 1,800未満	92
600,000以上 800,000未満	548	1,400以上 1,600未満	88
500,000以上 600,000未満	519	1,300以上 1,400未満	86
400,000以上 500,000未満	485	1,200以上 1,300未満	84
300,000以上 400,000未満	445	1,100以上 1,200未満	82
250,000以上 300,000未満	421	1,000以上 1,100未満	80
200,000以上 250,000未満	394	900以上 1,000未満	77
150,000以上 200,000未満	361	810以上 900未満	75
120,000以上 150,000未満	338	730以上 810未満	72
100,000以上 120,000未満	320	660以上 730未満	70
80,000以上 100,000未満	299	600以上 660未満	68
60,000以上 80,000未満	274	540以上 600未満	66
50,000以上 60,000未満	259	480以上 540未満	64
40,000以上 50,000未満	242	440以上 480未満	62
30,000以上 40,000未満	222	400以上 440未満	60
25,000以上 30,000未満	210	330以上 400未満	57
20,000以上 25,000未満	197	270以上 330未満	53
15,000以上 20,000未満	180	200以上 270未満	49
12,000以上 15,000未満	169	150以上 200未満	45
10,000以上 12,000未満	160	120以上 150未満	42
9,000以上 10,000未満	155	100以上 120未満	40
8,100以上 9,000未満	150	80以上 100未満	37
7,300以上 8,100未満	145	60以上 80未満	34
6,600以上 7,300未満	141	50以上 60未満	32
6,000以上 6,600未満	137	40以上 50未満	30
5,400以上 6,000未満	132	25以上 40未満	26
4,800以上 5,400未満	128	15以上 25未満	22
4,400以上 4,800未満	124	10.0以上 15未満	20
4,000以上 4,400未満	121	6.0以上 10.0未満	17

3,600 以上	4,000 未滿	117	4.0 以上	6.0 未滿	15
3,300 以上	3,600 未滿	114	2.5 以上	4.0 未滿	13
3,000 以上	3,300 未滿	111	1.5 以上	2.5 未滿	11
2,700 以上	3,000 未滿	107	1.0 以上	1.5 未滿	10
2,400 以上	2,700 未滿	104		1.0 未滿	0